

第40号議案

蒲郡市手数料条例の一部改正について

蒲郡市手数料条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和3年6月11日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市手数料条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

住民票等証明書コンビニ交付事業の実施及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市手数料条例の一部を改正する条例

蒲郡市手数料条例(昭和29年蒲郡市条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表戸籍法(昭和22年法律第224号)関係の手数料の表2の項中「同じ。)」の次に「又は多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であって、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。)」を加える。

別表住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)関係の手数料の表2の項及び8の項中「自動交付機」の次に「又は多機能端末機」を加える。

別表行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)関係の手数料の表を削る。

別表蒲郡市印鑑条例(昭和49年蒲郡市条例第28号)関係の手数料の表2の項及び別表その他関係の手数料の表4の項中「自動交付機」の次に「又は多機能端末機」を加える。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。ただし、別表行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)関係の手数料の表を削る改正規定は、同年9月1日から施行する。